

## エコ・アクション・ポイント

### 対象商品・サービス・行動の考え方（試行）〈解説書〉

#### 1. 商品・サービスに係る考え方の解説

##### I 商品

###### (1) 家電製品

家電製品は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」に該当する商品であり、使用段階の省エネルギー性の高い商品を対象とする。

###### ① 省エネ緑マークの付与されている商品

電気冷蔵庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、蛍光灯器具、電気便座、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ含む）、DVD レコーダー、電気計算機（パソコン）、磁気ディスク装置、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、変圧器については、省エネルギーラベリング制度の緑マークの商品を対象とする。

省エネ緑マークは、「省エネ法」のエネルギー多消費機器毎の省エネルギー性能の向上を促すための目標基準（＝トップランナー基準）に基づき、基準を達成した商品に付与されるマークである。（巻末参考資料 1 を参照）

###### ② 多段階評価にて★★（2 つ星）以上付与されている商品

エアコン、電気冷蔵庫、テレビについては、多段階評価にて★★（2 つ星）以上付与されている商品を対象とする。

多段階評価は、主に家庭におけるエネルギー消費量が特に多い機器等について、市場で販売されている商品内の省エネルギー相対評価を★の数で示したものである。（巻末参考資料 2 を参照）

###### ③ 原資提供企業が、①又は②とおおむね同等以上の使用時省エネ性能を有することを証明した商品

①、②に該当する機器以外の家電製品については、原資提供企業の責任のもとで、①又は②とおおむね同等以上の使用時の省エネルギー性能を示すことができる商品を対象とする。

## (2) 自動車

自動車は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」に該当する商品であり、使用段階の省エネルギー性の高い商品を対象とする。

### ①ハイブリッド車

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」(巻末参考資料3を参照)で定める基準を満たした車は、新しい技術の活用により従来の自動車と比較して著しく温室効果ガス排出量の低減を実現した車であり、中でも一般的に販売されている車の一つがハイブリッド車であるため、これを対象とする。

なお日本自動車工業会の会員12企業が公表するグリーン購入法適合車種情報より、該当する車種数は2007年10月1日現在で18車種である。(一部企業は2006年度の該当車種数を参照)

### ②天然ガス自動車

ハイブリッド車と同様の理由により対象とする。

なお日本自動車工業会の会員12企業が公表するグリーン購入法適合車種情報より、該当する車種数は2007年10月1日現在で87車種である。(一部企業は2006年度の該当車種数を参照)

### ③原資提供企業がおおむね1割以上の燃費の向上に資することを証明した後付の自動車部品

後付のアイドルリングストップ装置など、後付の自動車部品のうち、原資提供企業の責任のもとで、おおむね1割以上の燃費向上を示すことができる商品を対象とする。

## (3) 住宅

住宅は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」「(3) 家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当する商品である。

### ①太陽光発電システム

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

再生可能エネルギーにより発電することができるシステムで、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（巻末参考資料3を参照）で定める特定調達品目である。

### ②太陽熱利用システム

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

再生可能エネルギーにより熱供給することができるシステムで、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（巻末参考資料3を参照）で定める特定調達品目である。

### ③小型風力システム

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

再生可能エネルギーにより発電することができるシステムである。

### ④潜熱回収型給湯器（給湯効率90%以上、給湯能力60号以下）

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

国が導入支援を進める補助金制度の対象品目であり、高効率にエネルギーを供給できる機器である。

「住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）（都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器）」では、潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器で都市ガスを使用する給湯器のうち、上記性能を満たす機器が対象となっている。

### ⑤コージェネレーション・システム（総合効率60%以上、貯湯容量120リットル以上）

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

高効率にエネルギー供給できる機器である。

#### ⑥CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器（COP4.0以上）

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

国が導入支援を進める補助金制度の対象品目であり、高効率にエネルギーを供給できる機器である。

「高効率給湯器導入促進事業費補助金」では、CO<sub>2</sub>冷媒を使用する機器のうち家庭用機器は、上記性能を満たす機器が対象となっている（※業務用機器は3.5以上）。

#### ⑦複層ガラス

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

複層ガラスには、LOW-E 複層ガラス、真空ガラス、一般ペアガラスがあり、ガラスの省エネルギー性能として熱貫流率によって断熱区分を等級化した、板硝子協会、全国複層硝子工業会の「住宅用複層ガラスの新性能表示」（巻末参考資料4を参照）の等級区分基準である。

#### ⑧断熱材リフォーム（最新の断熱基準を満たすリフォーム）

本基準は、使用段階の温室効果ガス排出削減に資する住宅の基準である（商品・サービス原則1）。

最新の断熱基準とは、住まいの省エネルギー化を目指して策定された次世代省エネ基準である「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に示される基準であり、具体的な工法は「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」（巻末参考資料5を参照）にて示されている。

#### ⑨庭への植樹（中・高木）

本基準は、温室効果ガス吸収源の確保に係る基準である（商品・サービス原則3）。

#### ⑩その他住宅・庭園設備であって原資提供企業が以上とおおむね同等以上の温室効果ガス排出削減効果を証明したもの

①～⑨に該当する商品以外のその他住宅・庭園設備については、原資提供企業の責任のもとで、以上とおおむね同等以上の温室効果ガス排出削減効果を示すことができる商品を対象とする。

#### (4) 文房具

文房具は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(2)家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」「(3)家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当する商品である。

エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No. 112「文具・事務用品」に係る基準に該当するもの（ただし、白墨、色白墨、グラウンド用白線は除く）

エコマーク（巻末参考資料6を参照）商品類型 No. 112「文具・事務用品」で定める基準では、「原材料に再生資材が一定以上配合される」項目が含まれている。再生資材の利用については、プラスチックは焼却に係る温室効果ガス排出削減分（商品・サービス原則2）、紙・木は再利用に伴う温室効果ガス吸収源としての森林保全分（商品・サービス原則3）を評価することができるため、この配合割合を満たす商品を対象とする。

ただし、エコマーク商品類型 No. 112 の認定を受ける商品のうち白墨、色白墨、グラウンド用白線については、卵の殻などの再生材料を使用した商品であるため対象外とする。

基準の詳細は表1のとおりであり、主材料について再生材配合率の基準を満たすものとする。

表1 文房具基準

① 紙を主材料とする製品	古紙パルプの合計重量が製品全体の重量割合で70%以上。 バージンパルプが使用される場合、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国で合法である。
② 木を主材料とする製品	再利用木材及び廃植物繊維の合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上（一部50%以上）。 再・未利用木材以外の木材が使用される場合、原料とする原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であること。
③ プラスチックを主材料とする製品	再生プラスチックの合計重量が、製品全体の重量割合で70%以上（一部30%、50%、60%以上）。
④ 上記に該当しない商品	「古紙パルプ」「再・未利用木材または廃棄物繊維」「再生プラスチック」の合計重量が製品全体の重量割合で70%以上（一部50%以上）。

#### (5) 家具

家具は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(2)

家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」「(3) 家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当する商品である。

①エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No. 130「家具」に係る基準に該当するもの（ただし、ガラス、繊維のうち未利用繊維・反毛繊維・天然繊維に係るものは除く）

エコマーク（巻末参考資料6を参照）商品類型 No. 130「家具」で定める基準では、「原材料に再生資材が一定以上配合される」項目が含まれている。再生資材の利用については、プラスチックは焼却に係る温室効果ガス排出削減分（商品・サービス原則2）、紙・木は再利用に伴う温室効果ガス吸収源としての森林保全分（商品・サービス原則3）を評価することができるため、この配合割合を満たす商品を対象とする。

ただし、エコマーク商品類型 No. 130 の認定を受ける商品のうちガラス、繊維のうち未利用繊維・反毛繊維・天然繊維は対象外とする。

基準の詳細は表2のとおりで、商品を構成する材料全てについて、各材料区分で定める配合割合を満たすものとする。

表2 家具基準

材料区分	原料	再生材配合率	
		製品重量全体に対する金属材料の使用割合(注1)	
		50%以上	50%未満
木材および木質材料	再・未利用木材、廃植物繊維、ならびにこれらの材料を使用した木質ボード(注2)	100%	30%以上
プラスチック	再生プラスチック	10%以上	30%以上
繊維	ポリマーリサイクル繊維 ケミカルリサイクル繊維	50%以上(注3)	
紙	古紙パルプ	50%以上 (ただし、板紙またはダンボールを使用するものは、併せて、当該部分の古紙パルプ配合率が板紙は90%以上、ダンボールは100%以上であること。)	
事務用椅子などの背・座面のメッシュ構造(注4)	ポリマーリサイクル繊維 ケミカルリサイクル繊維	10%以上(注3)	

注1) 金属材料の使用割合の算出にあたって、塗料および接着剤の重量は含めなくてよい。  
 注2) 繊維板などの木質ボード類については、表面化粧などの後処理をボード全体の5%（重量割合）まで認める。重量割合とは、製品を気乾状態<sup>\*1</sup>又は20±2℃、湿度65±5%で、恒量<sup>\*2</sup>に達した時点での製品または各材料の重量比率を指す。  
<sup>\*1</sup>: 通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。  
<sup>\*2</sup>: 24時間ごとの質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。  
 注3) ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合して使用する場合は、以下の計算式による配合率が、基準配合率50%を満たすこととする。  

$$(A \times B + C \times D) / 100$$
 A = ケミカルリサイクル繊維材料の繊維部分全体での比率 (%)  
 B = ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率 (%)  
 C = ポリマーリサイクル繊維材料の繊維部分全体での比率 (%)  
 D = ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率 (%)  
 注4) 事務用椅子などの背・座面の構造体であって、合成樹脂100%のものをいう。  
 備考) 軟質ポリウレタンフォーム(ポリオールとポリイソシアネートとを主成分として、発泡剤、整泡剤、触媒、着色剤などを混合し樹脂化させながら発泡させたもので、気泡が連通し柔らかくて復元性のあるもの)は、上記材料区分に含まないものとして計算してよい。チップウレタンなどは、プラスチックとしてカウントする。

## ②非化石資源を原料とするプラスチックを20%以上用いたもの

本基準は、廃棄段階での温室効果ガスの排出削減に資する家具の基準である（商品・サービス原則2）。

非化石資源原料プラスチックの配合割合設定は、家具製品における非化石資源原料プラスチック利用の技術開発状況を考慮し、20%とする。

### （6）家庭用品

家庭用品は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「（2）家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」「（3）家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当する商品である。

#### ①エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No. 128「日用品」に係る基準に該当するもの（ただし、ガラス、ゴム、焼物、繊維のうち未利用繊維・反毛繊維・天然繊維に係るものは除く）

エコマーク（巻末参考資料6を参照）商品類型 No. 128「日用品」で定める基準では、「原材料に再生資材が一定以上配合される」項目が含まれている。再生資材の利用については、プラスチックは焼却に係る温室効果ガス排出削減分（商品・サービス原則2）、紙・木は再利用に伴う温室効果ガス吸収源としての森林保全分（商品・サービス原則3）を評価することができるため、この配合割合を満たす商品を対象とする。

ただし、エコマーク商品類型 No. 128 の認定を受ける商品のうちガラス、ゴム、焼物、繊維のうち未利用繊維・反毛繊維・天然繊維は対象外とする。

基準の詳細は表3のとおりで、商品を構成する材料全てについて、各材料区分で定める配合割合を満たすものとする。

表3 家庭用品（日用品）基準

材料区分	再生材配合率
紙	紙は古紙パルプの配合率が70%以上
	板紙は古紙パルプ配合率が90%以上
木材	再・未利用木材、廃植物繊維および未利用繊維の配合率が、製品全体の質量割合で100%であること。
プラスチック	原料ポリマとしてポストコンシューマ材料のみを使用する場合再生ポリマの質量割合が、原材料ポリマ中50%以上、プレコンシューマ材料を使用する場合は再生ポリマの質量割合が、原材料ポリマ中60%以上（一部40%、50%、60%、70%以上）
繊維	製品に使用される繊維が製品外面積の50%未満で、リサイクル繊維50%以上（但し化学繊維のもの）

②エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No. 118「プラスチック製品」に係る基準に該当するもの

エコマーク（巻末参考資料6を参照）商品類型 No. 118「プラスチック品」で定める基準では、「原材料に再生資材が一定以上配合される」項目が含まれている。プラスチックの焼却に係る温室効果ガス排出削減分（商品・サービス原則2）を評価することができるため、この配合割合を満たす商品を対象とする。

基準は、製品全体の重量に対するプラスチックの重量が50%以上の製品のうち、プレコンシューマ材料の場合は50%以上、ポストコンシューマ材料の場合は25%以上の配合率を満たすこと。ただし、自己再生資源化製品はポストコンシューマ材料で20%以上であれば良い。また、プレコンシューマ材料とポストコンシューマ材料を合わせて使用する場合は、特定の計算方法に基づき計算した値が50%以上であれば良い。

＜プレコンシューマ材料とポストコンシューマ材料を合わせて使用する場合の基準＞

$$\begin{aligned} & \text{プレコンシューマ材料の重量を調整した再生材料の重量割合} \\ & = (2.0 \times \text{ポストコンシューマ材料の重量} + \text{プレコンシューマ材料の重量}) \\ & \quad \div \text{プラスチック部分の重量} \\ & \geq 50\% \end{aligned}$$

③エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No. 140「詰め替え容器・省資源型の容器」に係る基準に該当するもの

本基準は使用段階の廃棄物削減に資する家庭用品の基準である（商品・サービス原則2）。エコマーク（巻末参考資料6を参照）商品類型 No. 140「詰め替え容器・省資源型の容器」で定める基準で対象となる商品とする。

詰め替え容器についての基準の詳細は表4のとおり。

省資源型の容器は、内容物が油であるために廃棄せざるをえない一般的なプラスチックボトルに変わり、プラスチック製もしくはプラスチックフィルム製の内部容器と紙製の外部容器より構成される食用油容器とする。なおフィルムの厚さは0.15mm以下であり、外部容器は古紙パルプ配合率が100%である容器とする。

表4 家庭用品（詰め替え容器）基準

内容物	容器の容量	内容物1000gあたりの容器重量
液体・粒体・粉体	詰め替え容器の容量 ≤ 本体の容量	25g以下
	詰め替え容器の容量 > 本体の容量	40g以下
その他	—	50g以下

#### ④非化石資源を原料とするプラスチックを50%以上用いたもの

本基準は、廃棄段階での温室効果ガスの排出削減に資する家庭用品の基準である（商品・サービス原則2）。

家庭用品に関しては、既に非化石資源原料プラスチックを利用した商品事例が多数存在することから、エコマーク基準における再生プラスチックの配合割合として用いられている50%を援用する。

#### （7）衣料品

衣料品は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「（2）家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」「（3）家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当する商品である。

#### ①エコマーク基準の内、エコマーク商品類型 No. 103「衣服」に係る基準に該当するもの（ただし、未利用繊維・反毛繊維・天然繊維に係るものは除く）

エコマーク（巻末参考資料6を参照）商品類型 No. 103「衣服」で定める基準では、「原材料に再生資材が一定以上配合される」項目が含まれている。プラスチックの焼却に係る温室効果ガス排出削減分（商品・サービス原則2）を評価することができるため、この配合割合を満たす商品を対象とする。

基準の詳細は表5に示すとおりで、くつ下・パンティストッキング・タイツ・足袋以外については表生地総質量に占めるリサイクル繊維の質量割合が下表の（ ）内基準配合率を満たすものとする。

ただし、エコマーク商品類型 No. 103 の認定を受ける商品のうち未利用繊維・反毛繊維・天然繊維は対象外とする。

表5 衣料品基準

配合する再生材繊維の種類	再生材配合率	
ポリマーリサイクル繊維	50(60)%以上	樹脂量として再生PET、再生PEまたは再生PPなどが50%以上になること
ケミカルリサイクル繊維	50(60)%以上	モノマ量として再生モノマが50%以上になること
ポリマーリサイクル繊維とケミカルリサイクル繊維を複合	以下の計算式による配合率が、基準配合率50%を満たすこと $(A \times B + C \times D) / 100$ A: ケミカルリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%) B: ケミカルリサイクル繊維材料中の再生モノマ配合率(%) C: ポリマーリサイクル繊維材料の製品全体での比率(%) D: ポリマーリサイクル繊維材料中の再生樹脂配合率(%)	
その他(糸くず、裁断くず、使用済み衣服などから反毛工程を経ず直接燃焼した繊維)	50%以上	

②天然有機素材から作られた製品であって生産段階で再生可能エネルギーをおおむね3%以上用いているもの

本基準は、生産段階での温室効果ガスの排出削減に資する衣料品の基準である(商品・サービス原則3)。

再生可能エネルギーの利用については、生産現場で設置された再生可能エネルギー供給設備からのエネルギーの利用、再生可能エネルギーが含まれる電気の購入の他、グリーン電力証書の購入等を通じて、生産段階で再生可能エネルギーが用いられていると見なせる商品をと対象とする(以下、再生可能エネルギーの利用について同じ扱いとする)。

再生可能エネルギーの利用割合は、新エネルギーの導入拡大を目指す「RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)」(巻末参考資料7を参照)における平成22年の目標利用率を超える、おおむね3%以上とする。

(8) 食品

食品は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(3)家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当する商品であり、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減が見込める商品を対象とする。

① 売店からおおむね50km以内、又は同一都道府県内で生産・採取された食品(ただし、加熱された温室で製造されたもの、冷蔵・冷凍保存されていない)

### い生鮮食品)

本基準は、輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する食品の基準である。

販売店から生産・採取される場所までの距離は、小売事業者における地場野菜商品の取扱を考慮し、おおむね 50km 以内とする。

なお、商品が複数構成要素から成る場合は、主たる構成要素が以上の基準を満たしていることを条件とする。

### ②生産段階で再生可能エネルギーをおおむね 3%以上用いている食品

本基準は、生産段階での温室効果ガスの排出削減に資する食品の基準である。

再生可能エネルギーの利用割合は、新エネルギーの導入拡大を目指す「RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）」（巻末参考資料 7 を参照）における平成 22 年の目標利用率を超える、おおむね 3%以上とする。

なお、商品が複数構成要素から成る場合は、主たる構成要素が以上の基準を満たしていることを条件とする。

### (9) バイオ燃料

バイオエタノール混合ガソリン、廃油等から精製されるバイオディーゼル燃料（BDF）を対象とする。

### (10) リユース商品

本、CD、DVD、ビデオ、ソフト、洋服、雑貨、ゴルフ用品、楽器などのリユース商品（ただしエネルギー使用商品は除く）

本基準は、使用段階の廃棄物削減に資する商品の基準である（商品・サービス原則 2）。

エネルギーを使用する商品（家電製品など）以外の本、CD、DVD、ビデオ、ソフト、洋服、雑貨、ゴルフ用品、楽器などの商品のうち、原資提供企業がリユースされた商品と証明できるものを対象とする。

### (11) オフセット付き商品

本基準は、カーボン・オフセットが組み込まれた商品の基準である（商品・サービス原則 4）。

3. (1) のエコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの基本原則①に該当する商品については使用段階、基本原則②に該当する商品については廃棄段階、基本原則③に該当する商品については生産・輸送段階に排出される温室効果ガスのおおむね 20%以上を CDM 等によりオフセットするコストを織り込ん

だ商品を対象とする。

## Ⅱ サービス

### (1) レストラン

レストランは、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(3) 家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、商品の使用生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当するサービスである。

#### ① 「I 商品 (8) 食品」の基準を満たす食品を用いて調理をした料理

本基準は、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資するレストランサービスの基準である。

#### ②調理段階で再生可能エネルギーをおおむね 3%以上用いている料理

本基準は、調理段階の省エネルギーに資するレストランサービスの基準である（商品・サービス原則 1）。

再生可能エネルギーの利用割合は、新エネルギーの導入拡大を目指す「RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）」（巻末参考資料 7 を参照）における平成 22 年の目標利用率を超える、おおむね 3%以上とする。

### (2) 宅配

#### 一回目で配達された宅配便

宅配は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階で温室効果ガス排出削減に資する商品・サービス」に該当するサービスであり、使用段階の省エネルギー性の高いサービスを対象とする。

宅配の不在率は約 60%といわれており（平成 15 年度国土交通省「女性の視点から見た交通サービスに関するアンケート調査」より）、1 回目の配送で受け取ることによって再配達による温室効果ガス排出量の増加を抑制することができることから、1 回目の受け取りを対象とする。

### (3) ホテル

ホテルは、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階で温室効果ガス排出削減に資する商品・サービス」「(2) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、

廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」  
「(3) 家庭等での使用段階・廃棄段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、エコ・アクション・ポイント対象商品の拡大の観点から特に必要と思われるものについて、生産・輸送段階での温室効果ガスの排出削減に資する観点から個別に検討するもの」に該当するサービスである。

**①主たるエネルギー供給設備として、コージェネレーション設備やヒートポンプ式給湯設備等を導入しているホテルでの宿泊**

本基準は、使用段階の省エネルギーに資するホテルサービスの基準で（商品・サービス原則1）で、高効率にエネルギー供給できる機器である。

**②再生可能エネルギーをおおむね3%以上用いているホテルでの宿泊**

本基準は、使用段階の省エネルギーに資するホテルサービスの基準である（商品・サービス原則1）。再生可能エネルギーの利用割合は、新エネルギーの導入拡大を目指す「RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）」（巻末参考資料7を参照）における平成22年の目標利用率を超える、おおむね3%以上とする。

**③アメニティーグッズの削減を行った宿泊**

本基準は、使用段階の廃棄物削減に資するホテルサービスの基準である（商品・サービス原則2）。

**④連泊した場合にベッドメイキングを断った宿泊**

本基準は、シーツの洗濯段階の温室効果ガス排出削減に資するホテルサービスの基準である（商品・サービス原則3）。

**（4）公共交通機関**

本基準は、自動車利用に代えて、バス、電車等公共交通機関を利用することにより、移動によって排出される温室効果ガス排出削減に資するサービスである。（商品・サービス原則1）

**（5）レジ袋等の利用をしない購買**

レジ袋、紙袋、その他包装を利用しない購買、リユースやリサイクル包装・容器による商品の購買、また弁当等の購入に伴い配布される割り箸、スプーン、お手ふき等を利用しない購買は、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(2) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない

商品・サービスの内、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」に該当するサービスである。

年間に使用されるレジ袋は日本ポリオレフィンフィルム工業組合によると、約 305 億枚（2006 年現在）であり、スーパーのレジ袋辞退率は日本チェーンストア協会データによると 13%（2007 年 3 月現在）に留まる。レジ袋の利用をしない購買により、レジ袋の廃棄段階での温室効果ガス排出量の増加を抑制することができることから、レジ袋の利用をしない購買を対象とする。

## （6）カーシェアリング

### カーシェアリングの利用

カーシェアリングは車を多数の人で共同利用するサービスであり、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」に該当するサービスである。

車の利用料金が利用時間や利用距離により課金されるため、無駄な乗り方をせず効率よく車を利用するようになり、使用段階の温室効果ガス排出量の増加を抑制することができることから、カーシェアリングの利用を対象とする。

## （7）省エネ行動促進型の金融サービス

省エネ商品購入時の融資金利優遇、省エネ型商品の購入による保険割引等金融、保険を通じて、省エネ商品・サービスの購入・利用等を促す金融サービスは、エコ・アクション・ポイント対象商品・サービスの原則における「(1) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」「(2) 家庭等での使用段階での温室効果ガスの排出のない商品・サービスの内、廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービス」に該当するサービスである。

## （8）オフセット付きサービス

本基準はカーボン・オフセットが組み込まれた商品の基準である（商品・サービス原則 4）。

サービスの提供時に排出される温室効果ガスのおおむね 20%以上を CDM 等によりオフセットするコストを織り込んだ商品・サービスを対象とする。

## 2. 温室効果ガス削減行動に係る考え方

### ・電気、ガス、水の使用量の削減

当該家庭の世帯人数に変更がない場合における前年度との比較、又は当該地域における平均的な使用量との比較などにより削減している場合などを対象とする。

・ **バイオ燃料の無償利用**

廃油回収による BDF を無償で利用して移動する場合を対象とする。

・ **オフセット付きの無償イベントへの参加**

当該イベントの実施にあたって必要なエネルギー利用量を CDM 等によりオフセットされている無償のイベントに参加する場合を対象とする。

・ **自転車通勤運動への参加などの無償の温暖化対策イベントへの参加**

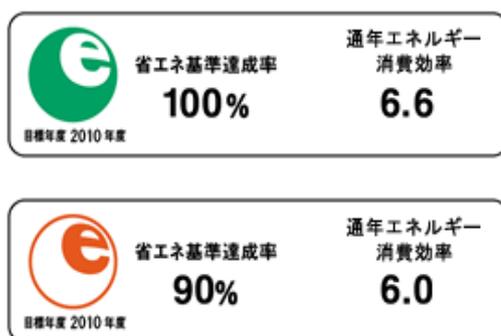
自動車に代えて自転車で通勤する活動など温室効果ガス削減に資する無償のイベントへの参加を対象とする。

## 【巻末参考資料 1】省エネルギーラベリング制度

省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができる。この省エネ性マークの他に省エネ基準達成率、エネルギー消費効率、目標年度が示されている。

経済産業省が運営しており、2000年より制度の運用が開始された。対象商品は、エアコン、蛍光灯器具、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、DVDレコーダー、ジャー炊飯器、電子レンジの16品目である。

本ラベルの基準は省エネ法により定められた省エネ基準（年間消費電力量、エネルギー消費効率等で、JIS基準で標準化）に基づき、事業者が自主的に表示を行う。



参考表 1 に 2007 年 11 月 7 日現在で各印の数に該当する家電商品数を示す。

参考表 1 印別対象商品数（2007.11.7 現在）

	緑マーク	オレンジ マーク		緑マーク	オレンジ マーク
電気冷凍庫	38	33	電子計算機	—	—
ジャー炊飯器	2	225	磁気ディスク装置	—	—
電子レンジ	25	57	ストーブ	245	7
蛍光灯器具	1,890	40	ガス調理機器	1,045	56
電気便座	288	9	ガス温水機器	1,673	209
DVDレコーダ	8	3	石油温水機器	865	21
			変圧器	—	—
			合計	6,079	660

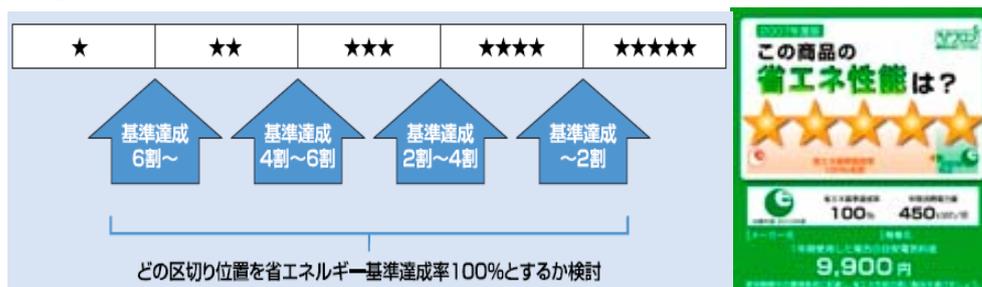
## 【巻末参考資料 2】統一省エネラベル制度

省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ（多段階評価）等を表示している。

経済産業省が運営しており、2006年より制度の運用が開始された。対象商品は、省エネルギー性能の評価や省エネラベル等を表示する制度省エネルギーラベリング制度の対象機器の中から、主に家庭用でエネルギー消費量が特に多い等の基準を満たすものとして、エアコン、電気冷蔵庫、テレビである（2007年11月現在）。

本ラベルの基準は省エネ法により定められた省エネ基準（年間消費電力量、エネルギー消費効率等で、JIS基準で標準化）に基づき、事業者が自主的に表示を行う。

表示内容の1つである多段階評価では、機器の省エネ性能の市場における位置づけを5段階で表示する。基本的な星の付与基準は以下の通り。



参考表 2 に 2007 年 11 月 7 日 現在 で 各 ★ の 数 に 該 当 す る 家 電 商 品 数 を 示 す。

参考表 2 多段階評価制度の星印数別対象商品数（2007.11.7 現在）

	★★★★★	★★★★	★★★	★★	★
エアコン	79	114	186	164	34
電気冷蔵庫	50	62	90	30	9
テレビ	206	68	52	84	51
合計	335	244	328	278	94
	★★★★★以上 を対象	★★★★以上 を対象	★★★以上を対象	★★以上を対象	★以上を対象
エアコン	79	193	379	543	577
電気冷蔵庫	50	112	202	232	241
テレビ	206	274	326	410	461
合計	335	579	907	1185	1279

### 【巻末参考資料3】「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」は、環境省主幹の法律で、平成13年から全面施行された。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めている。

購入基準の指針は「特定調達品目及び判断の基準」において示されており、毎年見直しが行なわれている。紙類、文具類、機器類、OA機器、家電製品、エアコンディショナー、温水機器、証明、自動車等、消火器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、公共工事、役務に分類される214品目について購入基準の指針が示されている（2006年度現在）。

参考表3に自動車の購入基準の指針内容を示す。

参考表3 自動車の購入基準の指針

10. 自動車等  
10-1 自動車  
(1) 品目及び判断の基準等

自動車	【判断の基準】
	<p>○新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③メタノール自動車 ④ハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥ガソリン車 ア. 乗用車にあつては、「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表1に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表4に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑦ディーゼル車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表5に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p> <p>⑧LPガス車 ア. 乗用車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表3に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ. 軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、認定実施要領の基準のうち、平成17年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合し、表6に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車</p>
	<p>【配慮事項】</p> <p>①鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③再生材が可能な限り使用されていること。 ④アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。</p>

## 【巻末参考資料4】「住宅用複層ガラスの新性能表示」

エネルギー使用の合理化に関する法律に基づき、建築用複層ガラスの性能表示を行う制度。建築用に供される複層ガラスを対象に、断熱性に係わる品質の表示をしている。

平成18年度から開始され、全国複層硝子工業会と板硝子協会が実施する。実施にあたっては全国複層硝子工業会が示す建築用複層ガラス性能表示使用基準に従うものとしている。

基準の詳細は参考表4に示すとおり。

参考表4 住宅用複層ガラスの新性能表示基準

省エネ等級区分	第一等級	第二等級	第三等級
表示内容	★★★	★★	★
表示シール			表示なし
断熱区分 熱貫流率 (w/m <sup>2</sup> k)	2.7以下	2.7超 4.0以下	4.0超
該当商品	<u>エコガラス</u> ・ <u>Low-E複層ガラス</u> ※1 ・ <u>真空ガラス</u>	<u>一般ペアガラス</u>	FL単板ガラス 合わせガラス※2 強化ガラス※2

※1 Low-E複層ガラスの中空層が5mmや4mmの場合、第二等級になります。

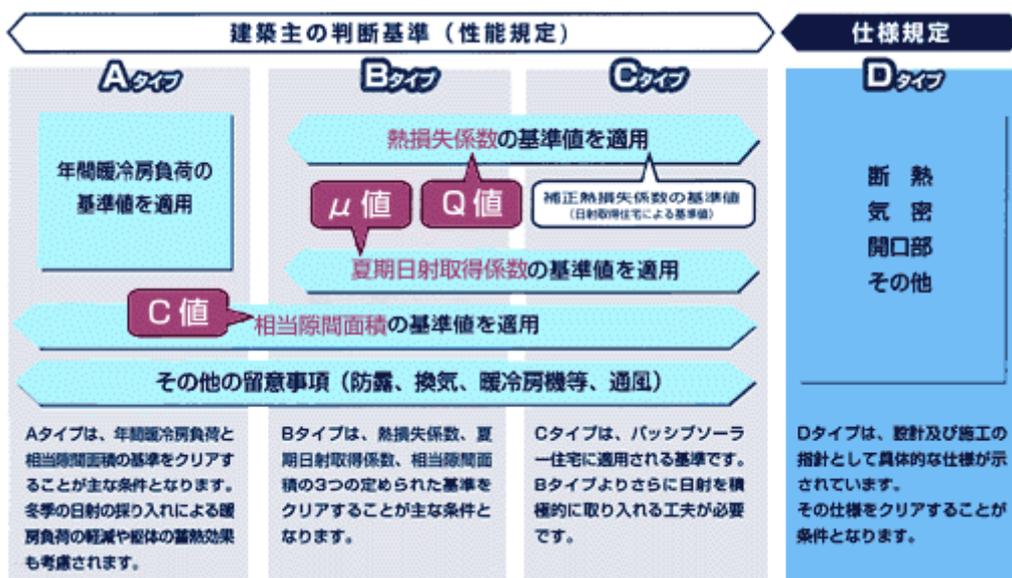
※2 合わせガラスを用いた複層ガラスや、強化ガラスを用いた複層ガラスを除く。

**【巻末参考資料5】「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針」**

次世代省エネ基準とは、平成11年3月に改正告示された「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断と基準」及び「同設計及び施工の指針」のことである。

この基準は、昭和55年に現国土交通省で初めて定められ、平成4年に一度、改正されていたもので21世紀の住まいづくりに照準を合わせて、全面的に改正された基準である。

「次世代基準」として告示されたものは、断熱や気密などの性能基準を規定した“建築主の判断基準”と、これらの性能基準を満たす具体的な断熱材の種類や施工方法などの仕様(みなし仕様)を規定した“設計及び施工の指針”の2つからなっており、基準適合パターンは4種類ある。基準の概要は参考図1に示すとおり。



参考図1 次世代省エネ基準の概要

## 【巻末参考資料6】エコマーク制度

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。ISOの規格（ISO14024）に則ったタイプⅠ環境ラベル制度である。

環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で1989年より運営されている。対象物品は、45品目、4,807商品である（2005年12月31日現在）。

基準は先導的な商品が選定されるようなレベルとなっており、当該商品類型で重要と考えられる負荷項目ごとに定量的又は定性的に基準化している。本の考え方で解説する商品に該当する基準、エコマーク商品類型 No. 112「文具」、No. 130「家具」、No. 118「プラスチック製品」、No. 128「日用品」、No. 140「詰め替え容器・省資源型の容器」、No. 103「衣服」と No. 104「家庭用繊維」では、基準化される負荷項目に廃棄（焼却処分）段階での温室効果ガスの排出削減に関連する項目が含まれている。

参考表5～8に2007年11月7日現在、上記の類型に該当する商品数を示す。



参考表5 エコマーク商品類型 No. 112「文具・事務用品」

分類	商品数	分類	商品数	分類	商品数	分類	商品数
アルバム・台紙	15	のり、テープのり、ホント(容器)	64	パネル	1	製本テープ	1
インカートリッジ・リボン・カセット	3	紐	2	パレット	2	タイムカード	7
印鑑、印章ケース	10	筆記用具	370	筆記用具用ケース	1	帳簿	1
えのぐ(容器)	5	ファイル、ホルダー、バインダー、電子ファイル、ディスク	252	ブックエンド・スタンド	2	チョーク	1
OA・オフィスクリーナー(容器)	17	ボード	2	プレート(ポッププレート)	1	テープカセット	1
カード、カードケース、カードたて	24	ボックス	15	墨汁(容器)	1	テープ用フォルダー	1
カッターナイフ	6	ポスターカラー	2	マウスパッド	1	手帖、日記	29
替インク・芯	34	名刺(台紙)・ケース、名札、整理箱	26	リサイクルボックス、分別回収カート	10	のし袋、たとう、水引	9
画材	2	ラベルライター	1	インデックス	10	はがき	1
切手ケース	2	医療廃棄物ゴミ箱	1	画用紙	1	ハンチラベル、ペーパーパッチ	3
クリップ	2	額、額縁	5	原稿用紙	2	表紙	28
消しゴム・ボード消し	6	ゴミ袋、分別回収袋、容器、ネット	8	現金袋	1	袋	3
下敷き	4	ゴム印用ホルダー	1	仕切カード	1	封筒	108
朱肉、スタンプ、スタンプ台(容器)	48	シート	2	社内用紙	4	包装用材	1
修正テープ、修正液、修正マーカー、修正ペン	89	シート(シタジキ、カードケース)	1	書道用紙	2	マット	1
定規	29	事務用品素材	3	賞状用紙	1	らくがき帳	1
ステープラー、綴じ具、用箋挟、クリップ・ホード	26	スポンジ	1	スタンド	1	ラベル	1
トレー・中仕切	11	その他	3	スタンド(卓上)	1	履歴書、注文書、伝票	4
粘着メモ(付箋)、粘着テープ、メモ帳	28	チョークケース	1	吸取紙	1		
ノート、レポート用紙、ルーズリーフ、方眼紙	61	テープカッター	1	図面袋	1	<b>合計</b>	<b>1,382</b>

参考表6 エコマーク商品類型 No. 130「家具」の対象製品数

分類	商品数	分類	商品数
いす、いすクロス	39	パネルシステム	2
応接セット	5	ホワイトボード	1
傘立て	2	ラック	3
キャビネット	2	ロッカー	1
脚立	1	ゴミ箱	1
掲示板	1	シューズボックス	3
黒板	1	収納	1
ゴミ袋、分別回収袋、容器、ネット	1	脚立	1
収納スペース	4	実験台	1
書架	1	棚	1
スタンド	3	流し台	1
棚	1	おむつ交換台	1
机	5	家具	1
テーブル(オフィス用)	1	テーブル・チェア・ベンチ	3
ノート、レポート用紙、ルーズリーフ、方眼紙	1	マットレス	1
パーティション	3	<b>全体</b>	<b>71</b>

参考表7 エコマーク商品類型 No. 118「プラスチック製品」、No. 128「日用品」の対象製品数

分類	類型118 プラ製品 [商品数]	類型128 日用品 [商品数]	分類	類型118 プラ製品 [商品数]	類型128 日用品 [商品数]	分類	類型118 プラ製品 [商品数]	類型128 日用品 [商品数]
ごみ袋、分別回収袋、容器、ネット		1	ごみ袋、分別回収袋、容器、ネット	43	27	ボード		1
トレー・中仕切		1	ごみ箱(ポリペール)	1		防水剤	1	
粘着メモ(付箋)、粘着テープ、柱帳		3	三角コーナー、ストレーナー		1	防虫剤	1	
ワイヤカゴ、分別回収袋		1	散水専用ボックス	1		盆	1	
油吸収剤		11	シート		2	マグカップ、アルミカップ		1
油処理袋、油ろ過器、食用油パック		5	食器	1	14	マッチ		5
クリーナー(容器)	1	1	食品用容器、トレー、中仕切	15	2	マット	1	8
減容器		1	除湿・脱臭剤(容器)		1	ロープ、ひも		11
三角コーナー、ストレーナー		12	清掃用具・フィルター袋	6	3	カーテン・芯地・フック		1
せっけん、洗剤(容器)	1		接着剤(容器)	5		ユニフォーム		1
水切り袋、ネット、マット		15	詰め替え用容器	1		建材、壁材、床材、天井材、化粧材(ハネル床用)	27	1
うちわ	7	4	テープ	1		マット		5
かご		2	止め具		2	すのこ	9	1
簡易包装シート	1		陶磁器		2	貯金箱		1
緩衝材、包装用材	6		はさみ	1		プランター、フラワーポット、植木鉢、給水ノズル	5	2
傘	1		ハンガー・カバー	5	2	分別容器	1	1
買い物袋、パック、紙袋、配送用袋	7		箸		1	プランター		1
グラス		2	バスケット	1		めがねスタンド		1
梱包用材	2		バンド	2		リターナブル容器		1
梱包用材(テープ)	1		袋の把手	4		<b>全体</b>	<b>165</b>	<b>157</b>
ごみ容器		2	風呂、洗面用具	1	1	<b>総計</b>	<b>322</b>	

参考表8 エコマーク商品類型 No. 103「衣服」と No. 104「家庭用繊維」の対象商品数

分類	類型103 衣服 [商品数]	類型104 家庭用繊維 [商品数]	分類	類型103 衣服 [商品数]	類型104 家庭用繊維 [商品数]
ふきん		1	布製おむつ		3
買い物袋、パック、紙袋、配送用袋		32	ネクタイ		9
手袋、軍手、ゴム手袋	47	1	白衣	8	
ロープ、ひも		1	ひも		1
衣料用副資材、合成糸	1	16	フェルト		1
エプロン	4	16	不織布		1
衛生衣・用品	5	4	ブルゾン	4	
カーテン・芯地・フック		4	ぼうし	14	2
カーペット、じゅうたん、マット		9	幕		
救命胴衣	1		マット		2
生地、資材	2	52	綿		2
くつした	5		ユニフォーム	271	31
靴紐		1	ネット		1
コート	2		マット		1
子供服		1	油吸着マット		1
シャツ、タオル		1	印刷物		1
シャツ、ブラウス、スモック	41	5	カーマット用表皮材		1
寝具、毛布、タオルケット		28	テント		1
ジャケット	1		非常持出袋		2
ズボン	2		<b>全体</b>	<b>408</b>	<b>232</b>
タオル、バスタオル、ハンカチ		63	<b>総計</b>	<b>640</b>	

**【巻末参考資料 7】 RPS 法（電気事業者による新エネルギー等の  
利用に関する特別措置法）**

新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電（廃棄物発電によるものを含む）、水力発電、地熱発電）の導入の拡大を目指し、電気事業者に対し新エネルギー利用義務を課している。

平成 15 年 4 月に施行され、4 年毎に向こう 8 年間の新エネルギー等電気の利用目標量を年度ごとに設定している。

参考表 9 RPS 法における利用目標と利用目標率  
(上表：平成 15 年度現在、下表：平成 19 年度改正版)

※下線以外は推計値

年度（平成）	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
利用目標 （億 kWh）	<u>73.2</u>	<u>76.6</u>	<u>80.0</u>	<u>83.4</u>	<u>86.7</u>	<u>92.7</u>	<u>103.3</u>	<u>122.0</u>
利用目標率 （％）	<u>0.87</u>	<u>0.91</u>	<u>0.92</u>	0.97	0.99	1.05	1.16	1.35
年度 （平成）	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
目標量 （億 kWh）	86.7	92.7	103.3	122.0	131.5	141.0	150.5	160.0